

(別紙)

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

「青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」(以下「条例」という。)の改正等に伴い、条例において規則で定めることとされている事務等を削除するため、「青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則」(以下「規則」という。)の一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令」で定める準法定事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により個人番号を利用することが可能となったことを踏まえ、条例別表第一の規定を一部削除すること等に伴い、規則で定める具体の事務等について削除する。
- (2)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定された利用特定個人情報に係る個人番号については、条例第3条第3項本文の規定により利用することから、条例別表第二の規定を一部削除すること等に伴い、規則で定める具体の事務等について削除する。

3 新旧対照条文

別添のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。